

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和3年3月定例会

<p>議案の 件名</p>	<p>議案第18号 交野市国民健康保険条例の一部を改正する条例について</p>	<p>政策等 の区分</p>	<p>計画・事業・<input checked="" type="checkbox"/> 条例 その他（ ）</p>														
<p>〈政策等の概要〉 本市が行う国民健康保険の事務については、法令に定めがあるもののほか、この条例に定める。</p>		<p>〈他の自治体の類似する政策等との比較〉 保険料・率を条例に規定している市町村においては、料・率を変更する場合、同様の改正を行う。</p> <p>〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）</p> <table border="1" data-bbox="1120 534 2096 694"> <thead> <tr> <th>総事業費</th> <th>国庫支出金</th> <th>府支出金</th> <th>市債</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,872,705</td> <td></td> <td>26,685</td> <td></td> <td>1,846,020</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源	1,872,705		26,685		1,846,020	
総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源												
1,872,705		26,685		1,846,020													
<p>〈政策等を必要とする背景〉 増大する医療費、少子高齢化、被保険者の低所得化などを背景に、平成27年5月27日「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、平成30年度から国民健康保険の運営が都道府県単位化され、国民健康保険制度の安定を図ることとされたため。 また、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金について、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が2月3日交付され、「新型コロナウイルス感染症」が指定感染症から新型インフルエンザ等感染症に変更されたことに伴い、用語の見直しが必要となったため。</p>		<p>〈将来にわたる効果及びコストの状況〉</p>															
<p>〈提案に至るまでの経緯〉 令和3年2月3日 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が公布 令和3年2月15日 交野市国民健康保険運営協議会から保険料率等について答申</p>		<p>〈総合計画等の整合〉 “かたのサイズ”をめざす像（主要3つ） 11. 困難を抱えている人をみんなで支えあっている 12. 安心して子どもを産み育てることができる。 16. 病気になるよう予防や衛生環境に気をつけている</p> <p>○その他の計画（該当する場合のみ）</p> <table border="1" data-bbox="1120 1220 2096 1348"> <thead> <tr> <th>計画名称</th> <th>策定年度</th> <th>計画期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				計画名称	策定年度	計画期間									
計画名称	策定年度	計画期間															
<p>〈市民参加の状況〉 有・<input checked="" type="checkbox"/> 無（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）</p>		<p>〈政策等の実施時期〉 令和3年4月1日、公布の日</p> <table border="1" data-bbox="1120 1348 2096 1468"> <thead> <tr> <th>担当部局</th> <th>担当課</th> <th>添付資料（有の場合は、その名称）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民部</td> <td>医療保険課</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 有・無 新旧対照表等</td> </tr> </tbody> </table>				担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）	市民部	医療保険課	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無 新旧対照表等						
担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）															
市民部	医療保険課	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無 新旧対照表等															

交野市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

1. 改正の目的

基礎賦課額（医療分）、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の保険料・率を改正することにより、令和3年度の保険料・率を定める。

2. 改正の内容

・保険料・率の改正

【令和3年度保険料・率】

	医療分	支援金分	介護分
所得割	8.64%	2.72%	2.58%
均等割	30,331 円	9,446 円	17,520 円
平等割	29,692 円	9,247 円	—



【令和2年度保険料・率】

	医療分	支援金分	介護分
所得割	8.50%	2.76%	2.84%
均等割	29,611 円	9,541 円	18,581 円
平等割	27,491 円	8,858 円	—

・傷病手当金

新型コロナウイルス感染症の定義に関して用語の見直しを行う。

3. 施行日

- ・保険料・率の改正 令和3年4月1日
- ・傷病手当金 公布の日

交野市国民健康保険条例（昭和55年条例第32号）新旧対照表

新	旧
<p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第16条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の8.64</u></p> <p>(2) 被保険者均等割 一般被保険者1人につき<u>30,331円</u></p> <p>(3) 世帯別平等割 イからハまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハまでに掲げる額</p> <p>イ ロ又はハに掲げる世帯以外の世帯 1世帯につき<u>29,692円</u></p> <p>ロ 特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。） イの額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>ハ 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」とい</p>	<p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第16条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の8.50</u></p> <p>(2) 被保険者均等割 一般被保険者1人につき<u>29,611円</u></p> <p>(3) 世帯別平等割 イからハまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハまでに掲げる額</p> <p>イ ロ又はハに掲げる世帯以外の世帯 1世帯につき<u>27,491円</u></p> <p>ロ 特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。） イの額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>ハ 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」とい</p>

新	旧
<p>う。) イの額に4分の3を乗じて得た額</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第16条の5の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の2.72</u></p> <p>(2) 被保険者均等割 一般被保険者1人につき<u>9,446円</u></p> <p>(3) 世帯別平等割 イからハマまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハマまでに掲げる額</p> <p>イ ロ又はハに掲げる世帯以外の世帯 1世帯につき<u>9,247円</u></p> <p>ロ 特定世帯 イの額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>ハ 特定継続世帯 イの額に4分の3を乗じて得た額</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(介護納付金賦課額の保険料率)</p> <p>第16条の9 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の2.58</u></p> <p>(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課被保険者1人につき<u>17,520円</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>附 則</p>	<p>う。) イの額に4分の3を乗じて得た額</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第16条の5の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の2.76</u></p> <p>(2) 被保険者均等割 一般被保険者1人につき<u>9,541円</u></p> <p>(3) 世帯別平等割 イからハマまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハマまでに掲げる額</p> <p>イ ロ又はハに掲げる世帯以外の世帯 1世帯につき<u>8,858円</u></p> <p>ロ 特定世帯 イの額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>ハ 特定継続世帯 イの額に4分の3を乗じて得た額</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(介護納付金賦課額の保険料率)</p> <p>第16条の9 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の2.84</u></p> <p>(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課被保険者1人につき<u>18,581円</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>附 則</p>

新	旧
<p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>第9条 給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下同じ。))に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日(以下「支給開始日」という。)から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>第9条 給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という。))に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日(以下「支給開始日」という。)から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>2・3 (略)</p>